

3月6日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第3号、議案第5号、議案第26号の3議案につきまして、3月15日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第3号湖南省企業版ふるさと寄附基金条例の制定について、従来のふるさと納税の法人名での取扱いと異なる点はとの質疑に対して、寄付の申し出については、国に総合計画の第7章にあるきらめきときめき元気創生総合戦略として、6事業の目的を提出し承認されています。当年度、企業の寄付目的とするその事業がない場合は、一旦基金として積み立て、翌年度に事業を組む必要性がある事から、この基金条例を制定しました。今回、市外に本社がある企業は、従前の寄附額の6割から9割が税制優遇されることになり、1割の負担をする事で、会社のPR等が出来る事になった。市内に本社がある企業は、この企業版ふるさと納税を本市にすることは、制度上できませんが、そういった事業所は、個人版のふるさと納税の条例に定める寄付は可能です。今回導入する「企業版ふるさと納税」は、本社が市外にある企業を対象にしたもので、市内に本社を置いている企業は対象とならない。よって、市内本社の企業は従来の「個人版ふるさと納税」によって受けることになり、との答弁でした。企業版ふるさと納税の運営コストの見込みはとの質疑に対して、本市に、縁もゆかりもない市外の事業者が、HPや本市のSDGs未来都市事業に注目し、その企業のメリットと、マッチしたから寄付を行おうとする時は、そのマッチング支援の業務を、成功報酬型として、いくつかの事業者に投げかけを行い、事業化出来たら成功報酬として、その寄付額の最高15%を手数料として見込んでおり、本市が直接企業から寄付を受ける場合の予算的コストはかからない、との答弁でした。企業が1割の負担であれば、9割が税制上の優遇措置がある点から、本市への法人市民税の部分の影響はとの質疑に対して、税制優遇措置の9割の内、まず、通常税制損金算入による軽減効果として3割の税制措置があります。それプラス、法人住民税と法人税が4割ありますが、これは本社所在地にかけられるもので、事業所がある本市には影響ありませんが、法人事業税の2割には影響がある場合がありますとの答弁でした。今後の展開については、との質疑に対して、未来都市マッチング支援として、企業版ふるさと納税はその会社の事業とマッチした、公共の事業に対して寄付を行っているというPRポイントになる点等、市のHPはもとより、湖南工業団地協会の企業始め、株主総会時期に合わせて、企業へ説明・PRし、市としての営業を行いますとの答弁でした。

議案第5号湖南省市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地域手当の条例の中に、100分の20を超えない範囲でとあえて明記して規定するのには何か理由があるのかとの質疑に対して、国の地域手当の最高が100分の20となっており、東京都の特別区一級地に当たる部分が20%、京都市、大津市、草津市が五級地の設定で10%、国内の他の地域に行っても20%を超える設定はないため、上限として100分の20と規定していますとの答弁でした。

議案第26号 指定管理者の指定について（湖南省市雨山文化運動公園施設）について、質疑はありませんでした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対しての討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第3号、議案第5号、議案第26号の3議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。